

2019年度 岐阜県立森林文化アカデミー 森と木のエンジニア科資格案内・授業科目

目 次

資格案内 2 ~

科目一覽 5 ~

授業科目、内容の説明 (Syllabus)

共通科目

コース別科目

林業コース E201 ~
林産業コース E301 ~

【 資格案内 】

森林文化アカデミーでは以下のような資格（特別教育修了証等を含む）に関して、取得、優遇措置、受験資格等が得られます。

（1）林業架線作業に関する講習修了証

講習終了者は、2年の林業架線業務（伐採した原木を運び出す機械集材装置若しくは運材索道の組み立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業に係る作業）従事後、労働局への申請により林業架線主任者免許を取得できる。

必要条件：「林業架線」の履修

（2）機械集材装置の運転業務に係る特別教育修了証

伐採した原木を運び出す機械集材装置を運転する業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「林業架線」の履修

（3）刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育修了証

刈払機を使用する業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「刈払機の操作（安全衛生教育）」の履修

（4）伐木等の業務に係る特別教育修了証

チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理または造材の業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「チェーンソーの操作基礎（特別教育）」の履修

（5）伐木等機械の運転の業務に係る特別教育修了証

立木伐木、造材、積込みを行うハーベスター、プロセッサ、木材グラップル機など伐木等機械を運転する業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「車両系木材伐出機械の特別教育」の履修

（6）走行集材機械の運転の業務に係る特別教育修了証

木材を運搬するフォワーダや小型運材車、集材用トラクタなど走行集材機械を運転する業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「車両系木材伐出機械の特別教育」の履修

（7）簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育修了証

架線集材するスイングヤーダやタワーヤーダ（空中吊り上げしない集材方式）など簡易架線集材装置等を運転する業務に携わる場合に必要な資格です。

必要条件：「車両系木材伐出機械の特別教育」の履修

(8) 二級建築士

二級建築士とは、都道府県知事の免許を受け、「二級建築士」の名称を用いて、建築物に
関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいいます。

本学では、別に定める科目・単位を修得して卒業後3年以上の実務経験を積むと、受験
資格を取得することができます。試験合格の後、免許が交付されます。

(9) 木造建築士

木造建築士とは、都道府県知事の免許を受け、「木造建築士」の名称を用いて、木造の建
築物に關し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいいます。

本学では、別に定める科目・単位を修得して卒業後3年以上の実務経験を積むと、受験
資格を取得することができます。試験合格の後、免許が交付されます。

以下の資格は、指定講習機関で受講することで単位が取得できます。

○大型特殊自動車免許

フォークリフト、クレーン、大型トラクタなどの特殊な車を公道で運転するために必要な
免許です。

必要条件：「大型特殊免許講習」

※時間割に組んでいませんが、各自の日程に合わせ取得できる履修科目です。

○車両系建設機械（整地等）技能講習修了証

機体質量3t以上の車両系建設機械（整地等）の運転作業に従事する場合に必要な資格
です。

必要条件：「車両系建設機械運転技能講習」

○不整地運搬車運転技能講習修了証

最大積載量1t以上の不整地運搬車の運転作業に従事する場合に必要な資格です。

必要条件：「不整地運搬車運転技能講習」

○小型移動式クレーン運転技能講習修了証

つり上げ荷重5t未満の小型移動式クレーンの運転作業に従事する場合に必要な資格で
す。

必要条件：「小型移動式クレーン運転技能講習」

○玉掛け技能講習修了証

制限荷重1t以上の揚貨装置及びつり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーンも
しくはデリックの玉掛け業務に必要な資格です。

必要条件：「玉掛け技能講習」

○フォークリフト運転技能講習修了証

最大荷重 1 t 以上のフォークリフトの運転作業に従事する場合に必要な資格です。

必要条件：「フォークリフト運転技能講習」

【科目履修の基本ルール】

森林文化アカデミー・エンジニア科では、科目履修の基本的なルールを決めています。

(1) 履修科目には、必須科目と選択科目があります。必須科目は卒業に際し必須である科目です。